



—11月は児童虐待防止推進月間です—

あなたの気付きは 子どもの希望

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、広報・啓発活動などのさまざまな取り組みを行っています。一人ひとりが関心を持ち、子どもの笑顔を守りましょう。

問 家庭支援課 ☎0263⑤0280 内線3183
松本児童相談所 ☎0263⑨3370

オレンジリボン運動

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。



令和2年度「児童虐待防止推進月間」標語
いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

地域の見守りが子どもたちを救います

「子どもの泣き声と親の怒鳴り声がたびたび聞こえる」「日常的に子どもの衣服の汚れが目立つ」などの事例は、虐待が疑われます。このような様子を見かけたら、まずは家庭支援課または児童相談所にご相談ください。児童相談所の電話番号は、全国共通ダイヤル「☎189」（24時間受け付け）となっています。



※匿名で連絡できます。
※連絡者や内容の秘密は固く守られます。
※一部のIP電話からはつながりません。

体罰ではなく子どもが 理解できる方法で伝えよう

4月に児童福祉法が改正され、体罰の禁止が法定化されました。「言葉で何度も注意したけど、言うことを聞かないのでほを叩いた」「いたづらをしたので長時間正座させた」といったことは、すべて体罰です。体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、子どもが理解できる方法で伝えましょう。体罰によらない子育てを広げ、みんなで育児を支える社会を築いていきましょう。

健やかな子どもの成長と 子育てする皆さんを応援します

新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や、学校の休校などで家庭内でのストレスが増えています。虐待や子育てに関する悩みの相談も増えており、本市では関係機関との連携、各種相談への対応をより一層強化しています。家庭支援課では、家庭児童相談員や保健師、臨床心理士などさまざまな職種の相談員がいますので、一人で悩まずご相談ください。

家庭支援課
社会福祉士 林 和彦



さまざまな活動を実施します

臨時相談会

子育ての不安や子どもとの関わり方についての悩みなど、お気軽にご相談ください。お子さん本人からの相談もお受けします。

- 日時 11月21日(土)・22日(日)
午前8時半～午後5時15分
- 場所 塩尻総合文化センター 1階家庭支援課
- ※電話でお申し込みください。

えんぱーく・えんてらすをオレンジ色に彩ります

子ども虐待防止の「オレンジリボン運動」にちなんで、えんぱーくとえんてらすの一部をオレンジ色に彩ります。

- 期間 11月16日(月)～23日(月)
- 場所
○市民交流センター「えんぱーく」1階水のホール
○北部交流センター「えんてらす」2階交流スペース